

別添 3 公害防止協定細目規定（施行日：令和 4 年 4 月 1 日）

山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程

公益財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）は、明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書（以下「協定書」という。）第１４条の規定に基づき、次のとおり細目的事項を定めるものとする。

（管理体制）

第１条 事業団は、山梨県環境整備センター（以下「センター」という。）内に管理事務所を設け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（以下「廃棄物処理法」という。）第２１条に定める技術管理者を置くとともに、受入検査を行う職員を常駐させるものとする。

（廃棄物の受入基準）

第２条 事業団が埋立処分を行なう廃棄物は、廃棄物処理法のほか別表１に定める受入基準に適合するものとする。

（受入廃棄物の事前審査等）

第３条 事業団は、廃棄物の適正処理を図るため、受入基準に適合する廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）と事前に委託契約を締結し、原則として委託契約を締結した排出事業者以外の搬入を認めないものとする。

２ 事業団は、前項の委託契約を締結するに際し、排出事業者から契約申込書及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

- 一 廃棄物物性・安全データシート
- 二 廃棄物溶出試験等成績書（汚泥等）
- 三 搬入車両の車検証の写し
- 四 委託運搬の場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 五 その他廃棄物の特定のため必要と認める書類

３ 事業団は、前項の規定により提出された書類を審査し、受入基準に適合した廃棄物のみを、埋立処分を行う廃棄物として特定するものとする。

４ 廃棄物の特定のため必要があると認めるときは、現地調査を行い、排出工程、廃棄物の性状及び有害物質の使用状況を確認するとともに、埋立処分を行う廃棄物についてはその試料の採取を行い、溶出試験等を実施するものとする。

（営業日及び受付時間等）

第４条 センターの営業日及び受付時間等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで（休業日を除く。）
- 二 受付時間 午前９時から１１時３０分まで及び午後１時から４時まで
- 三 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日

（搬入車両規制）

第5条 廃棄物を搬入する車両（以下「搬入車両」という。）のセンターへの入場又は退場の経路は、別紙経路図のとおりとする。

2 事業団は、搬入車両を登録するものとし、原則として登録した搬入車両以外の車両による搬入は認めないものとする。

3 事業団は、搬入車両の運転管理者及び運転者に、事業団が実施する運転者講習会を受講させるものとし、その受講者以外の者が運転する車両による搬入は認めないものとする。

4 事業団は、搬入車両がセンターから退場するに際し、当該車両のタイヤ等に付着した泥等により、センター外の道路等を汚さないよう洗車施設を設置し、当該車両には必ずその施設を使用させるものとする。

（廃棄物の搬入管理）

第6条 事業団は、廃棄物を受け入れるに当たって、受付の時点及び埋立地への搬入の時点で目視検査を行うとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うものとし、委託契約に記載された事項と相違する事実が判明したときは、その搬入を認めないものとする。

2 事業団は、第3条第3項で特定した廃棄物を、原則として他の廃棄物と混合して搬入させてはならない。

3 事業団は、センターの出入口にゲートを設置し、一日の作業が終了した後、閉鎖するものとする。

（緊急時等の受入）

第7条 事業団は、第2条から前条までの規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、北杜市（以下「市」という。）と協議の上、受け入れることができるものとする。

（埋立後の覆土の方法）

第8条 事業団は、廃棄物の飛散を防止するため、一日の埋立作業を終了した後、覆土を行うものとする。

2 事業団は、埋立処分を行った廃棄物の各層の厚さを3 m以下とし、中間覆土を0.5 m以上行い、最終覆土を1 m以上行うものとする。

（環境モニタリングの実施等）

第9条 事業団は、放流水等の水質検査等の環境モニタリングを別表2から別表9までに定めるとおり実施し、定期的に、その結果を市に報告するものとする。

2 事業団は、前項の調査結果に異状を認めたときは、直ちに山梨県（以下「県」という。）及び市に通報するとともに、その原因を究明して必要な措置を講ずるものとする。

3 事業団は、前項の場合において、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに地域住民に周知するものとする。

（天災等の安全対策）

第 10 条 事業団は、天災等により、地域住民に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかにセンターへの廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとし、県及び市により必要な措置が適確に講じられたと認められるまでの間、廃棄物の受け入れを行わないものとする。

（立入調査等）

第 11 条 事業団は、協定書第 8 条に規定する立入調査において、市の職員等から請求があったときは、廃棄物その他の試料の採取を認め、及び必要に応じて施設の維持管理に関する資料の閲覧を行わせ、又はその写しを提供するものとする。

（苦情処理等）

第 12 条 苦情等については、管理事務所に窓口を設置し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図りながら、迅速かつ適切に対応するものとする。

（情報公開）

第 13 条 協定書第 11 条に規定する各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録の公表は、管理事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

（浸出水処理施設の運転期間）

第 14 条 事業団は、廃棄物処理法の規定による廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、浸出水処理施設の運転を行うものとし、当該施設の運転を停止する時期については、市と協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

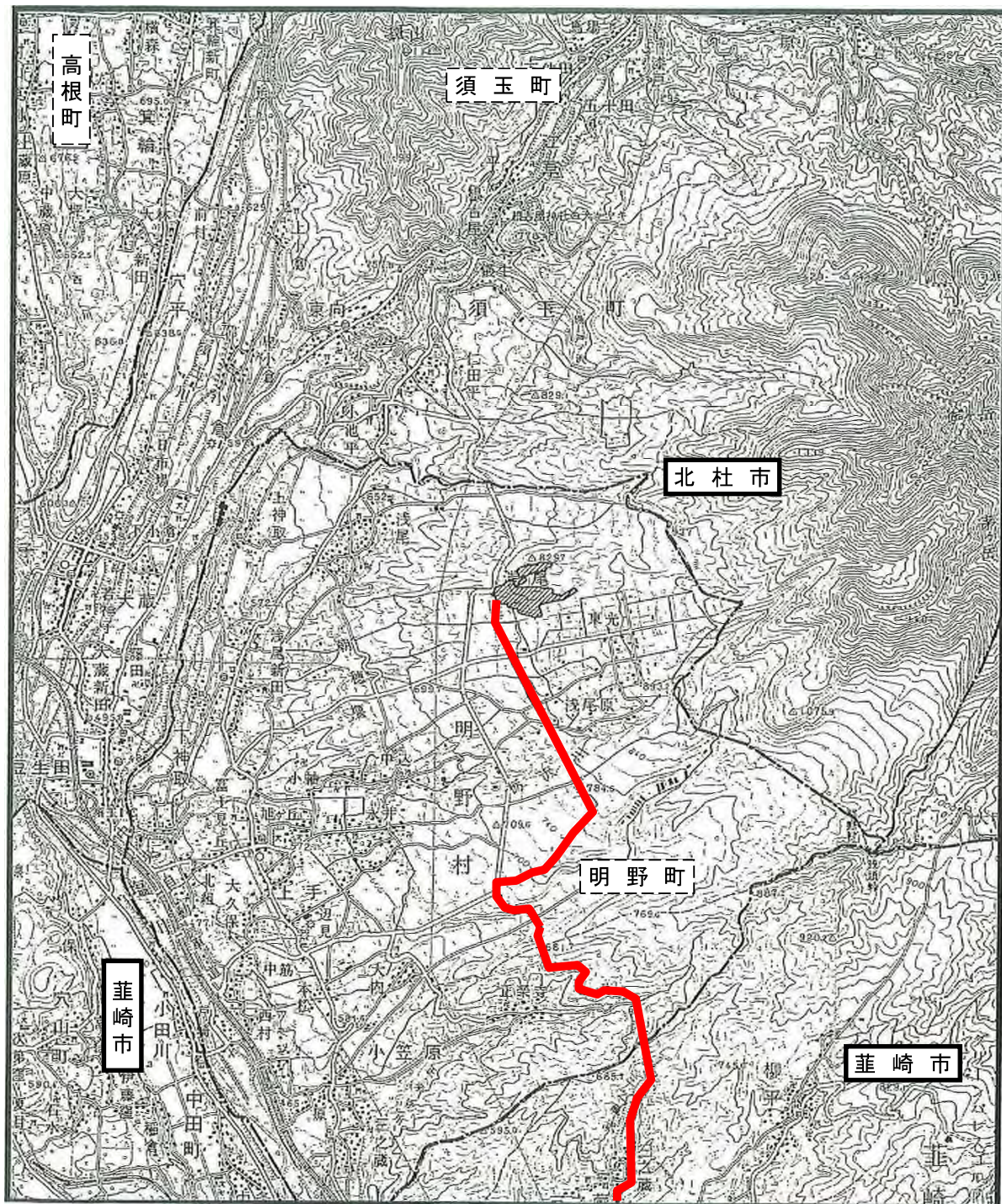
附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

別紙 経路図



搬入路

別表1 廃棄物の受入基準

共通受入基準	
著しい ①発色性 ②発泡性 ③悪臭 ④飛散性 ⑤火気及び発火性 を有しないもの	
個別受入基準	
廃プラスチック類	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
ゴムくず	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
金属くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの ・廃石膏ボードについては、飛散防止措置を講じたもの
がれき類	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
燃えがら(溶融固化物に限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥(し尿処理汚泥を除く。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が85パーセント以下
紙くず	・飛散防止措置を講じたもの
木くず	・最大径が概ね1m以下 ・中空状態でないもの
繊維くず	・飛散防止措置を講じたもの
鋳さい	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径が概ね30cm以下
動植物性残さ	・最大径が概ね30cm以下
上記産業廃棄物のうち建設系混合廃棄物	・選別等により資源化物を採取した後の複数品目が一体不可分なもの
上記産業廃棄物のうち石綿廃棄物	シート等で覆い、外界と遮断すること
石綿含有産業廃棄物 (非飛散性のもの)	・やむを得ない場合を除き、非破壊で搬入すること ・概ね10cm以下に裁断されているものは、丈夫な袋等で梱包すること
廃石綿等 (飛散性のもの)	- 次の飛散防止措置が講じられていること ・あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準じる措置を講じた後、厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること
一般廃棄物焼却灰等(溶融固化物限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

* 溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境省告示第13号)による。

* 判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)による。

別表2 浸出水の水質検査

測定場所：浸出水処理施設流入口

検査項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

検 査 項 目		法定測定回数 (廃止基準)	測定回数
1	水素イオン濃度(pH)	4	4
2	生物化学的酸素要求量(BOD)		
3	化学的酸素要求量 (COD)		
4	浮遊物質(SS)		
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	2	2
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)		
7	フェノール類含有量		
8	銅含有量		
9	亜鉛含有量		
10	溶解性鉄含有量		
11	溶解性マンガン含有量		
12	クロム含有量		
13	大腸菌群数		
14	ノニルフェノール	—	
15	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	—	
16	カドミウム及びその化合物	2	
17	シアン化合物		
18	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びE P Nに限る。)		
19	鉛及びその化合物		
20	六価クロム化合物		
21	ヒ素及びその化合物		
22	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
23	アルキル水銀化合物		
24	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		
25	トリクロロエチレン		
26	テトラクロロエチレン		
27	ジクロロメタン		
28	四塩化炭素		
29	1・2-ジクロロエタン		
30	1・1-ジクロロエチレン		
31	シス-1・2-ジクロロエチレン		
32	1・1・1-トリクロロエタン		
33	1・1・2-トリクロロエタン		
34	1・3-ジクロロプロペン		
35	チウラム		
36	シマジン		
37	チオベンカルブ		
38	ベンゼン		
39	セレン及びその化合物		
40	ふっ素及びその化合物		
41	ほう素及びその化合物		
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及 び硝酸化合物		
43	1， 4-ジオキサン		
44	アンモニア性窒素	—	4
45	ダイオキシン類	2	2

別表3 浸出水処理施設放流水の水質検査

測定場所：放流水排水口

検査項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

検 査 項 目		単 位	水質基準	法定測定回数	測定回数	
1	水素イオン濃度(pH)	—	6.5～8.5	12	12・連続測定	
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10以下〔7.5〕		12	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—		12	
4	化学的酸素要求量(COD)(UV測定)	mg/l	—	—	連続測定	
5	浮遊物質(SS)	mg/l	10以下	12	12	
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	0.5以下	1	4	
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	3以下			
8	フェノール類含有量	mg/l	0.5以下			
9	銅含有量	mg/l	0.3以下			
10	亜鉛含有量	mg/l	0.5以下			
11	溶解性鉄含有量	mg/l	1以下			
12	溶解性マンガン含有量	mg/l	1以下			
13	クロム含有量	mg/l	0.2以下			
14	大腸菌群数	個/cm3	300以下			
15	ノニルフェノール	mg/l	—			—
16	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/l	—			—
17	カドミウム及びその化合物	mg/l	検出されないこと			
18	シアン化合物	mg/l	検出されないこと			
19	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	検出されないこと			
20	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下			
21	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下			
22	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下			
23	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005以下			
24	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと			
25	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと			
26	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下			
27	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			
28	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			
29	四塩化炭素	mg/l	0.002以下			
30	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			
31	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下			
32	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			
33	1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下			
34	1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			
35	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			
36	チウラム	mg/l	0.006以下			
37	シマジン	mg/l	0.003以下			
38	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			
39	ベンゼン	mg/l	0.01以下			
40	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下			
41	ふっ素及びその化合物	mg/l	1以下			
42	ほう素及びその化合物	mg/l	1以下			
43	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	10以下			
44	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下			
45	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下〔0.1〕			

別表4 センター内地下水の水質検査

測定場所：別表7の①②③の観測井、④の地下水集排水管モニタリング人孔

検査項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

検査項目		単位	環境基準	法定測定回数	測定回数	
				①②③④	①③	②④
1	カドミウム	mg/l	0.003以下	1	2	2
2	全シアン	mg/l	検出されないこと			
3	鉛	mg/l	0.01以下			
4	六価クロム	mg/l	0.02以下			
5	ヒ素	mg/l	0.01以下			
6	総水銀	mg/l	0.0005以下			
7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと			
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと			
9	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下			
10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下			
11	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下			
12	四塩化炭素	mg/l	0.002以下			
13	1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下			
14	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l	0.002以下			
15	1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下			
16	1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下			
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下			
19	1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下			
20	チウラム	mg/l	0.006以下			
21	シマジン	mg/l	0.003以下			
22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下			
23	ベンゼン	mg/l	0.01以下			
24	セレン	mg/l	0.01以下			
25	ふっ素	mg/l	0.8以下	—	2	2
26	ほう素	mg/l	1以下			
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下			
28	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	—	12	12・連続測定
29	水素イオン濃度(pH)	—	—			
30	電気伝導率	mS/m	—			
31	塩化物イオン	mg/l	—	埋立開始前に1回	2	2
32	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1	2	2

別表5 放流先河川の水質検査

測定場所：別表7の湯沢川上流①及び下流②の地点

検査項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

検査項目		単位	環境基準	測定回数
1	水素イオン濃度(pH)	—	6.5～8.5※1	4
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2以下※1	
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	
4	浮遊物質(SS)	mg/l	25以下※1	
5	大腸菌数	CFU/100ml	300以下※1	
6	全窒素	mg/l	—	
7	全燐	mg/l	—	
8	全亜鉛	mg/l	0.03以下※2	
9	ノニルフェノール	mg/l	0.001以下※2	
10	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/l	0.03以下※2	
11	カドミウム	mg/l	0.003以下	
12	全シアン	mg/l	検出されないこと	
13	鉛	mg/l	0.01以下	
14	六価クロム	mg/l	0.02以下	
15	ヒ素	mg/l	0.01以下	
16	総水銀	mg/l	0.0005以下	
17	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
18	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
20	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
21	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	
22	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	
23	1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	
24	1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
25	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	
26	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	
27	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	
28	1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	
29	チウラム	mg/l	0.006以下	
30	シマジン	mg/l	0.003以下	
31	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	
32	ベンゼン	mg/l	0.01以下	
33	セレン	mg/l	0.01以下	
34	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	
35	ふっ素	mg/l	0.8以下	
36	ほう素	mg/l	1以下	
37	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	
38	ノルマルヘキサン抽出物質量	mg/l	—	
39	フェノール類	mg/l	—	
40	銅	mg/l	—	
41	溶解性鉄	mg/l	—	
42	溶解性マンガン	mg/l	—	
43	全クロム	mg/l	—	
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1

※1 下流の釜無川の環境基準(A類型)当てはめ

※2 下流の釜無川の環境基準(生物A類型)当てはめ

別表6 周辺地下水の水質検査

測定場所：別表7の①②③④⑤⑥の井戸
検査項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

検 査 項 目		単 位	環 境 基 準	測 定 回 数
1	カドミウム	mg/l	0.003以下	2
2	全シアン	mg/l	検出されないこと	
3	鉛	mg/l	0.01以下	
4	六価クロム	mg/l	0.02以下	
5	ヒ素	mg/l	0.01以下	
6	総水銀	mg/l	0.0005以下	
7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
9	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
11	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	
12	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	
13	1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	
14	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l	0.002以下	
15	1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
16	1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	
20	チウラム	mg/l	0.006以下	
21	シマジン	mg/l	0.003以下	
22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	
23	ベンゼン	mg/l	0.01以下	
24	セレン	mg/l	0.01以下	
25	ふっ素	mg/l	0.8以下	
26	ほう素	mg/l	1以下	
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	
28	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	
29	水素イオン濃度(pH)	—	—	
30	電気伝導率	mS/m	—	
31	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	1

別表7 放流先河川等の測定地点

放流先河川 (湯沢川 2地点)	①開拓道路(市道8号線)交差点上流部 ②市道1号線交差点(香取橋)上流部
センター内地下水 (4観測井)	①地下水観測井1号 ②地下水観測井2号 ③地下水観測井3号 ④地下水集排水管モニタリング人孔
地下水井戸 (6井戸)	①旧水道水源井戸 ②簡易水道浅尾原水源深井戸 ③簡易水道中込水源深井戸 ④浅尾地区民有井戸 ⑤上神取地区民有井戸 ⑥上神取地区民有井戸

別表8 発生ガスの測定

測定場所：埋立地内の縦型集排水管

項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

項 目	単位	測定回数
メタン	ppm	2
二酸化炭素	vol%	2
硫化水素	ppm	2
アンモニア	ppm	2

別表9 悪臭の測定

測定場所：センター敷地境界 1 箇所

項目及び測定回数

(測定回数：回／年)

項 目	単位	保全目標	測定回数
臭気指数	—	13以下	2